航空運賃・渡航費等の一部助成について

 健康増進課 **2** 73-1978

■特定不妊治療に係る 航空運賃の一部助成

宮古島市以外の医療機関で、不妊治療を受 けることを余儀なくされている方を対象に、 渡航に伴う経済的負担を減らすことを目的と した助成です。

【助成対象者】

宮古島市に住所のある方で、 沖縄県の発行する特定不妊治療助成事業の 交付を受けている方、及びその配偶者



※特定不妊治療助成事業の交付 に関しては、

【宮古保健所

772-8447 までお問い合わせください。

■難病・がん患者等に係る 渡航費等の一部助成

【助成対象者】

宮古島市に住所のある方で、

- ①悪性新生物 (がん) の患者で、宮古島市以外の医 療機関での通院治療が必要と主治医が認めた方
- ②特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研 究事業または指定難病)で、県の発行する受給者 証の交付を受けている方
- ※上記受給者証の交付に関しては、【宮古保健所 ☎72-8447】までお問い合わせください。
- ③付添人 | 名まで

未成年者や介護保険適用者、医師が認めた方で、 市長が付き添いを必要と認めた方に限る (患者の親権者、配偶者、扶養義務者、後見人、補 佐人、補助人、指定難病患者を監護する方のいず れかに該当することが条件)

宮古島市に がんずう長寿 を取り戻そう

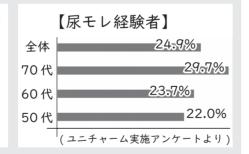
尿モレが健康寿命を阻害!?

高齢者支援課 介護予防係 **7** 73-1979

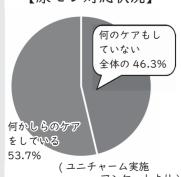
【お問合せ】

50代以上の4人に1人が尿モレを経験している現状をご存 知ですか?現役世代を含む幅広い世代が尿モレを経験している んです。その反面、半数近い人が、問題を抱えているにもかか わらず対策をしていないことも分かっています。 その理由は、

- ■人に言いにくいために、気付かないふりをしている
- ■年齢のせいにしている などなど



【尿モレ対応状況】



尿モレは、健康の3原則を阻害することも分かっています。

【食事】水分を控えることで熱中症のリスクが上がるだけでなく、食事 を楽しむという意欲が低下する

【運動】外出を控え、運動量が減り体重増加や筋肉量が落ちてしまう

【睡眠】尿意で起きてしまい、睡眠時間が十分でなく、質が低下する

′☆尿モレには、正しい対策が必要です!!☆

| 12/11 (水) PM 「排尿ケア」講座 (講師: D ケアアドバイザー)

| 12/12 (木) AM「尿モレ体操」講座(講師:理学療法士)

【場所】働く女性の家(ゆいみなぁ) ※事前申し込みが必要です

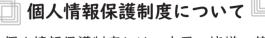
平成30年度の個人情報保護制度の運用状況を公表します

1. 自己情報開示請求の件数及び処理状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日まで) 2. 不服申立ての処理状況

			処	理	状	況	(件)	
実施機関	請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	存否応答拒否	処理中
市長	2	Ι	-	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	I	I	0	0	0	0	0

申し立て 件数		却下	認容	部分認容	棄却	取下げ	処理中
	0	0	0	0	0	0	0



個人情報保護制度とは、市民の皆様の基 本的人権を擁護するため、市が保有する個 人に関する情報の適正・安全な管理に努め、 保有の目的を超えた個人情報の利用や外部 への提供を制限するなど、個人情報の保護 を図る制度です。市が行う個人情報の取り 扱いについてルールを定め、自分の情報を 見たり、情報の誤りを正したりする権利を 保障しています。

平成30年度の情報公開制度の運用状況を公表します

1. 行政文書開示請求の件数及び処理状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日まで) 2. 不服申立ての処理状況

			処	理	状	況	(件)	
実施機関	請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	存否応答拒否	処理中
市長	39	11	21	0	7	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	1	0	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	14	4	7	0	2	1	0	0
固定資産評価審 查委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	55	16	28	0	10	I	0	0

※各実施機関宛に提出された開示請求書は、総務課で受 け付けた後は、請求内容に応じて文書の所管部署での 対応となります。

申し立て件数	中下	認容	部分認容	棄却	取下げ	処理中
0	0	0	0	0	0	0

情報公開制度について 📋

宮古島市では、市民の知る権利を尊重し、 市の保有する情報の一層の公開を図り、市 政に関し市民に説明する責務が全うされる ようにするとともに、市政に対する理解と 信頼を深め、公正で民主的な市政の推進に 資することを目的に情報公開制度を実施し ています。



自己情報開示請求等の窓口 行政文書開示請求の窓口 お問い合わせ



住所: 宮古島市平良字西里 186 番地 総務部総務課 (平良庁舎3階) 行政管理係

☎ 72-3751(内線 364)